

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成21年11月1日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県のホームページ上で明示されている「平成16年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」（以下「本件運用状況」という。）の「4 資料」のうち、「行政文書開示請求（申出）の処理状況」（知事、公営企業の管理者及び行政委員会）中、整理番号「1662～1663」に係る記述内容について、行政文書開示請求書に記載された文字のとおり、「平成15年9月12日付け弁明書等」という文字をそのまま表示した根拠を具体的に確認できる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年11月6日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成21年11月15日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

行政情報室長は、「9月23日付けの質問書について（回答）」の段階以降においても、個別の質問に対する具体的な根拠を明確に回答しない慥々無礼な態度を継続しているとともに、「平成15年9月12日付け弁明書等」という文字を広島県のホームページ上では〇〇と表示せず、裁量権を濫用してそのままの文字を表示した根拠等を具体的に確認できる文書を故意に隠匿した。

よって、本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第25条及び広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第48条において、「知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。」と規定されていることを受け、当実施機関において、年度ごとに情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を作成し、広島県のホームページ等で公表している。

本件運用状況の内容は、行政文書開示制度の運用状況、情報提供の状況及び個人情報保護制度の運用状況のほか、資料として、行政文書開示請求（申出）の処理状況等を記載しており、本件請求は、資料のうち、行政文書開示請求（申出）の処理状況（知事、公営企業の管理者及び行政委員会）の項目に記載されていた内容に係るものである。

- 2 本件運用状況の行政文書開示請求（申出）の処理状況の項目においては、行政文書開示請求（申出）ごとに内容等が一覧となっており、開示請求等の年月日のほか、対象となる行政文書の件名又は請求（申出）内容等が記載されている。

本件運用状況は、広島県のホームページにも掲載される公表資料であり、「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容によっては、行政文書開示請求等を行った者が特定されるおそれがあることから、この欄の内容の一部を「〇〇」と表示している。

また、本件運用状況を作成するに当たり、案文の決裁を得るために当実施機関の担当者が作成した起案文書には、開示請求書に記載された文字のまま表示した根拠等は記載されていない。

以上のことから、本件請求文書を不開示（不存在）とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、実施機関が広島県のホームページで公表している本件運用状況について、「行政文書開示請求（申出）の処理状況」に係る記載内容を行政文書開示請求書に記載された内容のとおり表示した根拠を確認できる文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を保有していないとして本件処分を行ったため、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において本件運用状況の記載内容について見分したところ、「行政文書開示

請求（申出）の処理状況」における「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容について、記載内容の一部が「〇〇」と表示されたもの又は記載内容に「〇〇」との表示が含まれていないものがあることを確認した。

また、当該欄に記載される内容について実施機関に確認したところ、行政文書開示請求（申出）書の請求内容が記載されているとのことであった。

実施機関は、行政文書開示請求等を行った者が特定されるおそれがある場合は、当該欄の記載内容の一部を「〇〇」と表示しているが、どのような場合に行政文書開示請求書に記載された内容のとおり表示し、どのような場合に「〇〇」と表示するかについての基準は、特段定めていない旨説明することから、本件運用状況において「〇〇」と表示するか否かについてどのように意思決定されたのか当審査会において実施機関に確認したところ、特定の個人が識別され得る情報や特定の法人の権利利益を害するおそれがある情報、あるいは事実の真偽が確認されていない情報等がないかどうか考慮しながら、担当者が原案を作成し、所属における審査及び決裁の手続きを経て公表しているとのことであった。

そこで、当審査会において、本件運用状況の関係規程である広島県情報公開条例施行規則（平成13年広島県規則第17号）、広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定）及び広島県情報公開事務等取扱要綱（平成13年3月29日制定）を見分したところ、本件運用状況における文言の具体的な表示方法等に関する規定はなかった。また、本件運用状況の案文について何う起案文書を見分したところ、行政文書開示請求書の請求内容の一部を本件運用状況において「〇〇」と表示するか否かについての根拠等は記載されていないことを確認した。

以上のことを踏まえれば、実施機関においては、本件運用状況の作成及び公表に当たり、公表することが不相当と判断される情報を「〇〇」と表示することについて担当者があらかじめ起案文書で伺い、意思決定を経た上で広島県のホームページに公表したものと認められ、「〇〇」と表示する又は表示しない根拠を記載した行政文書は保有していないとの実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求文書を保有していないとして行った本件処分は妥当である。

3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
22. 3. 31	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 6. 6	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 6. 11	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
30. 10. 5 (平成30年度第6回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 10. 31 (平成30年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授